

第5回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会議事要旨

- 1 日時 平成17年7月29日(金)13時30分から15時30分
- 2 場所 ルポール麹町2階 サファイアの間
- 3 出席者(敬称略)
堀部政男座長(中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授) 縣忠明(産経新聞東京本社論説委員室論説委員) 飯田政之(読売新聞東京本社論説委員) 石川雅己(全国連合戸籍事務協議会会長(千代田区長)) 片木淳(早稲田大学大学院公共経営研究科教授) 清原慶子(三鷹市長) 小牧次郎(全国市区選挙管理委員会連合会副会長) 佐野真理子(主婦連合会事務局長) 城本勝(日本放送協会放送総局解説委員室解説委員) 前田信弘(東京都総務局行政部長)
- 4 議題
ヒアリング
- 5 議事の概要
 - (1) 座長からメンバーの出欠の確認、東京都の荒川委員に人事異動があり、後任に東京都総務局行政部長の前田委員が就任された旨の紹介があった後、ヒアリング日程について説明があった。
 - (2) 事務局から、配付資料及び本日のヒアリング出席者について説明があり、その後、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、自由民主党の5政党からのヒアリングと委員との意見交換が行われた。主な意見等は以下のとおり。
 - ・ 都市部と地方部、新人か現職かなどで利用実態が異なっている。
 - ・ 選挙人名簿の閲覧制度の利用実態としては、選挙権の有無の確認や選挙運動用通常葉書のあて先の確認、後援会名簿の内容の更新の際などに用いている例が多いようである。
 - ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度は、有権者の不自然な住所移転などに対して一定の抑止効果はあるのではないか。
 - ・ 選挙運動や政治活動を目的とした閲覧は今後とも認められるべきである。
 - ・ 不当な目的や偽りその他不正の手段による閲覧は罰則をもって担保すべきである。
 - ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧ができる場合を制限することにより、結果として政治活動の自由や知る権利が侵害されるようなことがあってはならない。
 - ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度と住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直しを同列に論じるべきではない。
 - ・ 閲覧手数料を徴収することとした場合、財力の有無によって政治活動に差が生まれかねないので、妥当ではない。
 - ・ 閲覧手数料を徴収するとしても、低額が望ましい。

- ・ 候補者を一定数以上有するなど、一定の条件を満たす政治団体等に限って閲覧を認めるようにしてはどうか。
- ・ 政治団体は個人情報保護法の適用除外であるが、閲覧により得られた個人情報については適正な管理を徹底している。

(3) 事務局から、次回は8月30日に開催する予定である旨説明があった。

6 その他

検討会終了後、事務局からヒアリングの概要についてブリーフィングが行われた。

(文責：事務局)